社会保障審議会 介護保険部会(第129回)

資料3

令和7年11月20日

第31回社会保障審議会福祉部会 令和7年11月17日

資料1

これまでのご意見を踏まえた 論点に関する議論の状況

目次

- 1 地域共生社会の更なる展開について
- 2 身寄りのない高齢者等への対応、 成年後見制度の見直しへの対応について
- 3 社会福祉法人制度・ 社会福祉連携推進法人制度の在り方について
- 4 災害に備えた福祉的支援体制について
- 5 共同募金事業の在り方について



1 地域共生社会の更なる展開について



1 地域共生社会の更なる展開について

議論の前提

(地域共生社会の実現に向けたこれまでの取組とその総括)

- 地域共生社会の実現に向けては、平成29年社会福祉法改正により、全市町村に対して、包括的な支援体制の整備を努力 <u>義務化</u>する他、令和2年社会福祉法の改正において、<u>重層的支援体制整備事業を創設</u>するなどの取組が進められてきた。
- こうした制度改正等も踏まえ、地域・自治体・福祉関係事業者などの現場のご尽力により、地域共生社会の実現に向けた実践が各地で広がってきており、これまで<u>制度の狭間に置かれ支援が行き届いていなかった事案への対応を進めていこうと</u>する流れが生まれてきている。
- 他方、国としても、地域共生社会の実現や包括的な支援体制の整備に向けた今後の展望を明確に示すことができておらず、 多くの地域においては、相談支援体制の整備は進める流れができつつあるが、地域との連携・協働を含めた**包括的な支援** 体制をどのように整備すべきか戸惑いも見られ、未だ全国に遍く広げることができていない。
 - このため、<u>地域との連携・協働や福祉分野を超えた連携</u>等を進めていく必要性が指摘されているほか、特に、人口減少に伴う担い手不足が進行する小規模市町村における取組を推進するための方策が求められている。

(社会構造の変化)

- こうした中で、2040年に向けては、生産年齢人口が急速に減少し、高齢者人口がピークを迎えるなど人口構造の急速な変化が見込まれいる。また、人口減少にも地域差が見られ、中山間地域等においては、特にその進行が顕著である。 単身世帯・高齢者単身世帯の増加が見込まれるとともに、家族・親族、地域、職場といったつながりは希薄化しており、支え合いの基盤も弱まっている。
- このような社会構造の変化も踏まえると、誰も取り残されることなく、地域で支え合う社会を目指す地域共生社会の理念と実践は、今後より一層、重要性が高まっていく。ことから、2040年に向けて更なる展開を図っていく必要がある。
 - こうした基本的な認識の下で、「地域共生社会の在り方検討会議」や本部会における議論も踏まえ、以下、個別の論点(① 包括的な支援体制整備に向けた対応、②過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み、③地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化)について、現状・課題、対応の方向性の整理を行う。

1-1 包括的な支援体制整備に向けた対応①

現状・課題①

○ 社会福祉法第106条の3において、全ての市町村で「包括的な支援体制」を整備することを努力義務としており、社会福祉法第106条の4において、その一つの手段として「重層的支援体制整備事業」が位置づけられている。

(包括的な支援体制の整備・支援の状況)

- <u>一部の市町村</u>では、<u>包括的な支援体制の整備に向けた検討が進んでいない状況</u>が見られる。<u>都道府県による市町村への</u> <u>支援</u>も研修会・勉強会の開催、基本的な情報提供が中心であり、<u>市町村の実情に応じた支援までには至っていない</u>。
- また、<u>重層的支援体制整備事業を実施せずに意欲的に包括的な支援体制の整備を行っている市町村</u>があるが、<u>こうした</u> <u>市町村に対する支援や制度的な対応は講じられていない</u>。自治体ヒアリングでも、財政支援や支援会議を利用可能とする ことを求める意見があった。

(重層的支援体制整備事業の運用状況)

- 令和2年度の制度創設以降、<u>実施箇所数は増加</u>している中で、具体的な成果につながらない等、事業内容の質の向上が 課題となっている。そうした中で、事業実施に向けた<u>検討プロセス</u>や、事業開始後の<u>事業評価や見直し</u>等が<u>実施されていな</u> い状況が見られる。
- また、事業に対して予算の範囲内で交付することとされている重層的支援体制整備事業交付金(多機関協働事業等)は、 機能面や取組面の評価はなく、人口規模のみに応じた財政支援になっている。

(生活困窮者自立支援制度等の既存制度と重層的支援体制整備事業の関係)

- 重層的支援体制整備事業は、既存の各福祉分野の制度を下支えする補完的な機能を果たすことで、包括的な支援体制の 整備を図るための体制整備の事業であるが、既存制度が十分に活用されないまま、重層的支援体制整備事業担当(多機関 協働事業担当)にケースが任せきりにされてしまう実態なども見られている。
- このため、<u>既存制度の活用、特に制度の狭間を生まないための包括的な支援を理念として創設された生活困窮者自立支援制度が重要</u>となるが、現状、生活困窮者自立支援制度の相談支援の対象が限定的に捉えられている面もある。 **5**

1-1 包括的な支援体制整備に向けた対応②

現状・課題②

(地域づくり・地域との連携・協働)

- <u>包括的な支援体制</u>の整備が、相談支援の包括化の範囲にとどまって理解されていることが多く、また、地域づくりのために具体的に何をすればよいかイメージができていない等の現状がある。このため、<u>相談支援(個別支援)を中心</u>に体制構築がされており、**地域づくりに十分に取り組めていない**状況が見られる。
- また、今後、<u>人口減少</u>や<u>単身世帯の増加</u>等により、担い手不足が深刻化し、<u>地域における支え合い機能の脆弱化</u>が見込まれるが、自治体では地域住民との連携・協働に課題を感じている。

(包括的な支援体制の中でのこども・若者支援)

○ <u>こども・若者支援</u>については、こども家庭センターや子ども・若者支援地域協議会、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業などの取組が進められてるが、<u>こども期から若者に至る過程での支援が継続しない</u>こと、<u>関係機関の連携による早期発見・早期支援の取組が十分にできていない</u>との指摘があるほか、若者への支援の必要性について、包括的な支援体制整備の中で十分に意識されていなかった面もある。

また、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業については、事業を実施する自治体数が伸び悩んでいる現 状がある。

1-1 包括的な支援体制整備に向けた対応③

検討の方向性

(市町村における包括的な支援体制の整備の推進)

- <u>市町村が包括的な支援体制を整備</u>を進めるにあたって、地域住民の支え合いを促進する施策、支援関係機関同士が連携 して支援を行う施策、地域住民と支援関係機関の連携・協働を図る施策等、<u>実施すべき施策を明確化すべき</u>である。その際、 特に、地域から福祉の支援体制につながるための方策が重要であるとの意見があった。
- <u>重層的支援体制整備事業を実施していない市町村</u>においても<u>支援会議の活用を可能とする</u>等により、体制整備を促進す べきである。
- 地域住民等と支援関係機関の連携・協働を図るための方策として、<u>市町村が協力団体を委嘱できる仕組みの創設</u>等を推進すべきである。
- <u>生活困窮者自立支援制度</u>について、制度対象に<u>支援が必要な者が幅広く含まれることの明確化</u>や、福祉事務所未設置町 村への努力義務化による一次相談事業の拡充等、対応を強化すべきである。

(都道府県における包括的な支援体制の整備の推進)

○ <u>都道府県</u>による<u>市町村への伴走支援の強化</u>や、広域対応が必要な支援実施主体としての都道府県の役割の明確化等により、市町村への支援を強化すべきである。あわせて市町村同士が学び合う環境づくりも支援していく必要があるという意見もあった。

1-1 包括的な支援体制整備に向けた対応④

検討の方向性(続き)

(重層的支援体制整備事業の質の向上)

- <u>事業実施</u>にあたっては、現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話等の<u>検討プロセス</u>を経ることを要件とすべきである。
- 重層的支援体制整備<u>事業実施計画</u>について、<u>必須記載事項</u>として<u>目標・評価</u>等に関する事項を追加するとともに、計画の 定期的な見直しを行うこととすべきである。
- <u>財政支援</u>について、体制整備(人件費補助)のための支援から、<u>機能面・取組面の評価</u>を踏まえた支援の仕組みにすべきである。
- これらに際し、必要な検討プロセス・事業の評価方法等については、<u>調査研究を実施・整理し自治体に示すべき</u>である。なお、<u>評価</u>は支援実績件数のみでなく、複数の要素を組み合わせて<u>総合的</u>に行うことを念頭に今後、さらに詳細を検討していくべきである。また、検討プロセス・事業の評価方法等の検討にあたっては、市町村の取組状況も多様であることを踏まえるべきである。

(包括的な支援体制の中でのこども・若者支援)

- こども・若者支援の推進のため、<u>市町村に対し、こども・若者支援の観点に留意(※)した包括的な支援体制整備の必要性を周知</u>すべきである。また、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業の促進を図るべきである。さらに、「子ども・若者総合相談センター」機能の充実が求められるという意見もあった。
 - ※ **こども期からの予防的支援や若者の特性に留意**しアウトリーチや継続的な伴走支援を行うこと 等

地域運営組織と一体的に実施することも想定

1-2 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み①

現状・課題

- 過疎地域等においては、人口減少・高齢化・単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能が脆弱化するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化が見込まれる。こうした中で、<u>過疎地域</u>等においては、対応の包括化と地域との連携・協働を進めていく必要があるが、<u>重層的支援体制整備事業</u>は、介護・障害・こども・生活困窮の各分野の相談支援・地域づくり事業における配置基準を満たした上で、追加的に事業(多機関協働事業等)を実施する必要があり、小規模自治体等においては、事業の実施率も低い。
- こうした状況を踏まえ、「地方創生の基本構想」(令和7年6月13日閣議決定)において、「中山間・人口減少地域では、新たに、介護・障害・こども・生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされている。

≪具体的なイメージ≫ ※9/8 福祉部会で提示した案

<相談支援>

都道府県

近隣市等

専門職団体等

※連携体制の確保

専門相談対応

- 地域の事業者で対応が困難なケースの助言等対応を行う。(※)支援拒否、虐待事案等、緊急的な対応相談を想定。
- <u>都道府県や近隣市等との連携体制を構築することを要件</u>とし、 後方支援を受けられる体制とする。

一次相談対応

- 分野・属性問わず包括的に相談を受け止め、アセスメントし、 支援・サービスにつなげる。
- 専門的な内容は、市町村内の専門相談対応につなぐ又は都道府 県や近隣市等との連携体制を構築した広域対応につなげる。
- 分野・属性を問わない包括的な相談対応のための研修等も実施。

地域との連携・協働の強化

<地域づくり>

地域活動運営機能

・ <u>既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化</u>し、住民 発意に基づく分野・属性を問わない地域活動・拠点運 営等を可能とする。

地域活動コーディネート機能

- 住民ニーズ・住民発意を尊重した地域活動創出のコーディネートを行うため、コーディネーターを配置。
- ・ 生活支援コーディネーターや生活困窮相談員等の福祉 分野に加え、集落支援員等、地域振興分野の役割も兼 ねることとし、住民発意に基づき分野・属性を問わな い取組支援を可能とする。

○ 主なご意見とその対応の方向性については、以下のとおり。

≪ 委員・自治体からのご意見 ≫

≪ 対応の方向性 ≫

(一次相談)

- 分野横断的な仕組みとし配置基準を柔軟化することは望ましい。 専門職の確保は困難になってきている。他方、<u>窓口設置方法な</u> どは、市町村で柔軟に選択できるようにしてほしい。
- 相談対応のための研修を国で準備してほしい。
- 相談対応の支援のためAIの活用等ができるようにしてほしい。

(専門相談・後方支援体制)

- 専門相談・後方支援体制は、<u>市町村が柔軟に選択できるよう</u> <u>にしてほしい</u>。都道府県等に対しては、国から働きかけをして ほしい。
- この仕組みにおける都道府県の役割を明確化してほしい。
- 都道府県の体制強化が必要。国から財政支援をしてほしい。

- 配置基準は、分野横断的なものとし、担い手が不足している市町村において配置可能な基準とする。窓口設置方法(※)は、市町村が選択できる仕組みとする。 (※)①統合窓口型、②一部統合型、③連携型(窓口は分野毎)などの形態を想定。
- 研修やAIの活用については、モデル事業での実施を検討。
- 専門相談・後方支援体制は、<u>市町村のニーズに応じて構築する(※)</u>。このため、 <u>都道府県がその求めに協力する必要があることを明確化</u>するとともに、<u>近隣市</u> 等への協力を要請する際の支援を行う。
- (※)①都道府県が、市町村に定期的に訪問し助言・関係機関との調整支援等を行う、 ②近隣市が、近隣市内のサービスや専門機関の活用の協力を行う 等
- 都道府県等の役割として、上記の求めに協力することの他、<u>都道府県等が実施</u> 主体となる精神保健・児童虐待等の分野への対応を実施し、市町村と緊密な連 携を図る必要があることを明確化する。
- 都道府県後方支援事業を推進し、都道府県への支援を行う。
- 分野横断的な仕組みとし、配置基準を柔軟化することは望ましい。コーディネーターの配置方法等は、市町村で柔軟に 選択できるようにしてほしい。
- コーディネーターを本業とできる水準の人件費補助をしてほしい。コーディネーターの人材養成を進めてほしい。
- 地域住民等のニーズ把握・意見聴取等は、負担感がある。

- 配置基準は、分野横断的なものとし、担い手が不足している市町村において配置可能な基準とする。配置方法は、市町村において柔軟に決定できる仕組みとする。
- コーディネーターの確保、人材養成について、モデル事業での実施を検討。
- 住民ニーズ把握・意見聴取等については、<u>モデル事業での実施を検討</u>。
- 相談支援と地域づくりを一体的に実施する必要があり、地域活動と福祉の支援体制の協働が必要。
- 補助制度があっても、<u>小規模自治体においては、それに係る事務手続が負担</u>。
- 本仕組みにおいて、相談支援と地域づくり事業にあわせて、<u>地域活動と福祉支援体制の協働を図る事業を実施</u>する仕組みとし、<u>モデル事業での実施を検討。</u>
- <u>交付金事務の簡素化を図る</u>(市町村における介護・障害・こども・生活困窮分野への必要経費の照会作業を不要にする等を検討)。

談支援

地域づく

その他

10

1-2 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み③

検討の方向性③

○ 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みは、以下の内容とすべきである。なお、詳細については、 引き続き、自治体の意見も聞きつつ、実態に即した内容となるよう検討を進めていくべきである。

(相談支援・地域づくり事業の新たな仕組み)

- 介護・障害・こども・生活困窮の<u>相談支援・地域づくり事業</u>について、必要な機能を確保しつつ、<u>分野別の縦割りではなく機能力に構造化</u>し、包括的な実施を可能とするため、<u>分野横断的な配置基準</u>とし、担い手が不足している市町村において配置可能な基準とすべきである。
- 相談支援については、一次相談対応、専門的相談対応と構造化すべきである。
 - ・ 一次相談対応においては、分野・属性を問わず相談の受け止め、アセスメント、支援・サービスへのつなぎを行う。一次相 談対応のために必要な研修や相談対応支援のためのAIの活用方策等について、モデル事業での実施を検討する。
- ・ 専門的相談対応については、市町村単独で対応が難しい案件について、市町村のニーズに応じて専門相談・後方支援体制を構築することとし、都道府県はその求めに協力する必要があることを明確化するとともに、近隣市等への協力を要請する際の支援を行う。また、都道府県等の役割として、上記の求めに協力することの他、都道府県等が実施主体となる精神保健・児童虐待等の分野への対応を積極的に実施し、市町村との連携を図る必要があることを明確化する。こうした対応を可能とするため、都道府県後方支援事業を推進する。
- <u>地域づくり</u>については、<u>地域活動コーディネート機能と地域活動運営機能に構造化</u>すべきである。
 - ・地域活動コーディネート機能については、地域活動コーディネーターを配置し、福祉分野に加え、福祉以外の地域振興分野等の役割も兼ねることとする。コーディネーターの確保、人材養成について、モデル事業での実施を検討する。
 - ・ 地域活動運営については、既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化し、住民主体の分野を問わない地域活動・拠点運 | 営等を可能とする。その際、必要となる住民ニーズ把握・意見聴取等については、モデル事業での実施を検討する。
 - ・ なお、これらについては、地域運営組織(RMO)と一体的に実施することも想定される。
- また、これらの相談支援・地域づくり事業の実施にあたっては、地域のニーズや実情に沿った形で実施できるよう、具体的な実施方法(窓口の設置方法・コーディネーターの配置方法等)は、自治体において柔軟に設計できる仕組みとすべきである。

1-2 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み④

検討の方向性(続き)

(相談支援・地域づくり事業にあわせて実施する新たな事業)

- 重層的支援体制整備事業においては、相談支援事業・地域づくり事業のほか、多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業を実施することとしているが、これよりも簡素な内容とすべきである。具体的には、地域と福祉支援関係機関が一体となった包括的な支援体制の整備促進を図るため、地域と福祉支援体制の連携・協働機能を強化する内容(※)を実施すべきである。
- ※ 住民・民間団体の見守りから福祉支援体制につなぐ活動、地域活動に福祉医療専門職が関与し福祉的観点を付与する、 地域運営組織と福祉支援体制の連携・協働体制を構築する等が想定されるが、具体的内容はモデル事業において検証を 行う。

(対象地域・実施要件)

- 人口規模が小さい、人口減少が進行している等の指標を踏まえつつ、必要なプロセス(※)を経ていることを都道府県を通じて、国が確認すべきである。
 - ※ 広域的な対応を可能とするための体制等について、都道府県・近隣市等と協議していること、地域住民等の意見を聴取した上で、市町村庁内で、本仕組の活用について合意形成を図っていること等

(市町村への補助の在り方)

- 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度における既存の関係補助金について、一体的な執行を行う仕組みとすべきである。
 - ※ 補助基準や各制度からの按分方法、自治体における交付金使途の柔軟性の確保や事務負担の軽減(市町村における介護・障害・こども・生活困窮分野への必要経費の照会作業を不要にする等)等を図る方策を検討し、過疎地域等の自治体が使いやすい仕組みとする。

1-3 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化①

現状・課題

(地域共生社会の概念・理念の性格・行政責務)

- 社会福祉法第4条第1項において、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない、と規定されている。社会福祉法第4条第2・3項においては、地域福祉の推進に当たっての地域住民等の責務が規定されている。他方、第6条第2・3項においては、地域福祉の推進にあたっての国・地方公共団体の責務が規定されている。
- この点について、第4条の地域住民等と第6条の行政の関係性が法文上明確ではなく、地域共生社会の推進の主体が地域住民等のみと捉えられている面もある。

(福祉サービス提供等における「意思決定支援」への配慮)

○ 社会福祉法第3条・第5条においては、福祉サービスの基本的な理念や提供の原則が規定されているが、当該規定において、意思決定支援への配慮の必要性は明記されていない。

(福祉以外の分野との連携・協働)

- 地域住民の生活課題は、福祉分野のみで完結しておらず、社会・経済活動などが行われる中で、様々な分野が密接に関連している。幅広い関係者との連携・協働を進めることで、地域社会の持続的な発展に寄与すると共に、地域住民の生活を支えることになることから、福祉以外の多様な分野と連携・協働を進めていくことは、地域共生社会の実現にあたり極めて重要な視点。
- 他方、連携先としては、福祉分野が多く、地方創生・まちづくり、商工・農林水産といった分野と連携している市町村は少ない。

1-3 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化②

検討の方向性

(地域共生社会の理念・概念の性格、行政責務について)

- 地域共生社会の実現にあたっては、**あらゆる地域住民が、地域社会に参画し、共に生活**していくことや、<u>地域住民同士で</u> **支え合う**地域を形成していくことが重要であることを留意すべきである。
 - あわせて、今後、<u>互助や住民主体の取組が不可欠</u>になっていくといった、地域共生社会を推進する趣旨や背景を含め、よりわかりやすく伝え、広く認識共有が図られるよう対応すべきである。
- 社会福祉法第4条(地域住民等の責務)と第6条(行政の責務)の関係性を整理し、<u>行政</u>には、上記のとおり、<u>あらゆる地域住民が地域社会に参画し、地域住民同士で支え合う関係づくりを支援する等の責務・役割があることを明確化</u>すべきである。

(福祉サービス提供等における「意思決定支援」への配慮)

○ 福祉サービスの提供等にあたっては、**意思決定支援への配慮の必要性を明確化**すべきである。

(福祉以外の分野との連携・協働)

- **まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等の他分野**とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、 包括的な支援体制の整備にあたって、連携に努める対象分野を拡大すべきである。
- <u>地域福祉(支援)計画の記載事項</u>として<u>福祉以外分野関連施策との連携・協働に関する事項を明確化</u>すべきである。 あわせて、都道府県による支援の強化や、地域運営組織(RMO)や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組むべきである。

2 身寄りのない高齢者等への対応、 成年後見制度の見直しへの対応について



2 身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

議論の前提

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれ、地縁・血縁・社縁といった支え合い機能が脆弱化する中、頼れる身寄りがいないことにより、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常的な事務(例えば金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活の支援、円滑な入院・入所の手続等の支援、死後事務の支援等)がないことが生活上の課題として顕在化している。
- また、判断能力が不十分な人を支える成年後見制度について、法制審議会において見直しに向けた検討が進められている。引き続き、総合的な権利擁護支援策の充実等が求められており、地域福祉における新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討が求められている。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等も、判断能力が不十分な人も、人生の最期まで安心して歳を重ね、自分らしく地域で自立した生活を送るためには、日常的な金銭管理支援、福祉サービス等の利用支援、入院・入所手続支援などの生活支援や、死後事務の支援が必要という点は共通している。こうした支援を、全国どこでも・誰もが安心して利用できるようにする方策についての議論を行い、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめ(令和7年5月28日)において、対応の方向性が示された。
- また、成年後見制度の見直しに伴って、判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため、中核機関を中心とした地域のネットワークづくりのより一層の推進が求められている。

2-1 新たな事業について①

現状・課題

- <u>頼れる身寄りがいない</u>ことにより抱える生活上の課題への対応として、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等がないため、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、こうした課題に対応することが必要とされている。
- いわゆる「**高齢者等終身サポート事業」**はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、一定程度の費用が必要となることもあるため、**資力が十分にない者も利用できる事業**が求められている。また、そうした事業は、資力の有無に関わらず利用できるようにすべきとの指摘もある。
- また、<u>第二期成年後見制度利用促進基本計画</u>(令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。)の指摘(<u>成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき</u>等)等を踏まえ、現在、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われているが、同計画では、成年後見制度が見直されるまでの間も、身寄りのない人も含め、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度以外の<u>権利擁護支援策</u>を総合的に充実させていくことが求められている。
- 現在の日常生活自立支援事業(以下「日自事業」という。)は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人に対して、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。
- 一方で、地域によって日自事業の待機者が生じていることや利用者数にばらつきがあることや日自事業を支える専門 員や生活支援員の充足状況等に課題があることも指摘されている。

2-1 新たな事業について②

検討の方向性

- 地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいては、身寄りのない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実の方向性として、日自事業(社会福祉法における第二種社会福祉事業である福祉サービス利用援助事業)を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業(以下「新たな事業」という。)を法に位置づけ、一定の公的関与の下、社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が事業を実施出来るようにするとの方向性を示している。
 - こうした現状やこれまでの検討結果を踏まえつつ、新たな事業に関しては、以下のとおりとすべきである。 なお、事業を実施するに当たっては丁寧な説明や十分な準備期間を設けるべきである。

【1. 趣旨】

- ・ 判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活をし続けられるよう、生活上の課題に関する支援を行う
- ・ 資力が十分でなくても支援の必要性があり、これらの者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割 合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業(以下「無低事業」という。)とする

<u>2 − 1 新たな事業について③</u>

検討の方向性

【2. 対象者】

- ・ 判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等とし、地域で自立した生活をし続けるために、生活上の 課題に関して支援を要する者
- ※ 身寄りがあっても、家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることは適当ではないと考えられる。
- ※ なお、介護保険部会においても、「身寄りのない高齢者等」という表現・定義については、その意味が抽象的で受け手によって解釈が異なる可能性がある等の意見があった。

【3. 無低事業の要件】

- ・ 事業の利用者のうち、一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる
- ※ 無料又は低額で利用できる資力の要件は、所得要件に加え、資産要件についても自治体のモデル事業における 設定状況等を踏まえて設定することが考えられる。

2-1 新たな事業について4

【4. 事業内容】

- 新たな事業の事業内容は、判断能力が不十分な人や身寄りのない高齢者等に対する「日常生活支援」に加えて、「入院・入所等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施すること。
- ○「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とする。
 - <事業内容の例>
 - ・定期連絡等の定期的な見守り
 - ・一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
 - ・福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
 - ・通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり
- ○「入院・入所等の手続支援」は、身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とす る事業とする。
 - <事業内容の例>
 - ・契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
 - ・緊急連絡先の提供
 - ・入院費用の支払代行
- 「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的 とする事業とする。
 - <事業内容の例>
 - ・葬儀(火葬)・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
 - ・資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
 - ・公共料金の収受機関等への連絡
- 上記のほか、実施主体において、必要と考える支援の実施を妨げるものとはしない。
- 利用者本人の意思決定支援も適切に確保

2-1 新たな事業について⑤

【5. 契約締結】

- ・ 本人又は代理人と契約締結
- ・ 本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要

【6. 利用料】

- ・ 原則として利用者負担とし、無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免。ただし、葬 儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担。
- ・利用料については、各地の最低賃金や新たな事業の運営等を踏まえ、各実施主体において設定
- ※ なお、利用料金が高額にならないよう検討が必要との意見があった。

【7. 実施主体】

・ 事業の実施主体に制限は設けない

【8. チェック体制】

- ・ 実施主体は都道府県知事へ届出
- ・ 都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行う。違反した場合は、罰則の適用もある。
- ・ 実施主体ごとに、事業運営に関して適正な運営の確保を図る
- ・ 加えて、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(令和6年6月)」の遵守が望ましい

<実施主体が社会福祉協議会の場合>

- ・ 都道府県内の区域であまねく事業が実施されるようにするため、現行の日自事業と同様、都道府県社会福祉協議 会・指定都市社会福祉協議会は新たな事業を実施
- ・ 運営適正化委員会は、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言又は勧告を行う

2-1 新たな事業について⑥

【9. 今後の事業実施に向けた課題】

- なお、事業を実施するに当たって更に検討が必要と考えられる点について、以下のような意見があった。
 - ・ 死後事務について相続等の法的な問題など専門的な対応を行う体制のあり方について検討すべきではないか。
 - ・ 適時に入院入所手続や死後事務について対応するための体制への配慮が必要ではないか。
 - 事業の実施内容については、地域の実施主体の主体性や意向も反映されるよう検討すべきではないか。
 - ・新たな事業について、実施主体が事業を実施するに当たっては、利益相反を指摘されることのないよう適切な 運用について整理すべきではないか。
 - ・ 入退院の手続の支援などにおいて、そもそも身元保証人が必要なのか精査すべきではないか。

【参考】第20回成年後見制度利用促進専門家会議で出された意見について①

○ 第20回成年後見制度利用促進専門家会議(令和7年10月21日)において、委員及び委員代理から、以下のような意見があった。

○総論

- ・新たな事業が身寄り問題を中心に議論しているように思われ、後見終了後を見据えた議論が十分になされていないのではないか。
- ・法定後見制度の適用範囲の限定化に伴い、地域生活における意思決定支援や簡易な金銭管理支援について、制度化に向けた前向きな検討をすべきではないか。

○事業内容

- ・議論が死後事務や入院・退所支援に偏りすぎており、意思決定支援に基づく日常生活や金銭管理支援を核とし、その上で入院・入所支援や死後事務支援も行うといった事業として議論をすべきではないか。
- ・意思決定支援を担うサポーター等の役割はモデル事業でも明確化されており、法的根拠として組み込むことが重要ではないか。
- ・死後事務支援は身寄りのない人にとって重要な役割だが、事業の位置づけを検討すべきではいか。
- ・新たな事業が無料又は定額の公的サービスとして提供されること、また、入院・入所調整、死後事務が新たに加わることは、高齢化が進む中で安心につながる。

○利用料

・原則的に利用料負担での実施が想定されているが、利用料の減免等を行うことが必要とされており、安定的に事業を運営するための財政的基盤の確保が懸念される。

【参考】第20回成年後見制度利用促進専門家会議で出された意見について②

○実施主体

- ・社協だけでは十分なニーズに対応できないことは明らかであるので、担い手の確保策を検討すべきではないか。
- ・支援を必要とする人に安定的にサービスが提供されるよう、制度の充実強化に加えて、実施機関における体制の整備や財政基盤の確保についても検討すべきではないか。
- ・身寄りのない人への支援について、地域によっては地域包括支援センターが主体となるところもあると思うが、中核機関の 取り組みが頓挫しないよう連携が図れるように検討すべきではないか。

○自治体の関与

- ・指定都市以外の市町村も主体的な意識を持つための仕組みや工夫が必要ではないか。
- ・市町村単位での福祉計画や権利擁護の支援計画に落とし込むためにも、市町村単位で新たな事業を実施する枠組みが必要である。
- ・重層事業も含めて、市町村での実施体制をそれぞれ検討する中で、身寄りのない人への支援についても、市町村で実施していくことを大事にすべきではないか。
- ・人口規模の小さい自治体については、都道府県、都道府県社協の後方支援が必要であり、その体制整備と財源の確保も含めて検討すべきではないか。
- ・新たな事業が形骸化しないよう、担い手の育成と理解促進、人材や予算の確保も重要である。

○チェック体制

・民間事業者の参入も想定されるが、機能に見合う質の確保やチェック機能は必須であり、サービスだけではなく、様々な人との関わり、本人の地域における生活を支援する体制が必要ではないか。

2-1 新たな事業について(補足説明資料)

主なご意見

- ○第29回福祉部会(令和7年9月8日)における議論
- ①身寄りのない高齢者等への支援に係る自治体の役割について 「身寄りのない高齢者等への対応は権利擁護支援体制の一環として取り組むべき課題であることから、市町村を主体としながら都道府県及び 市区町村の実情に応じた支援体制を構築するよう検討するべき」との意見や、「死後事務や医療や司法あるいは民間事業者との連携も求めら
- 市区町村の実情に応じた支援体制を構築するよう検討するべき」との意見や、「死後事務や医療や司法あるいは民間事業者との連携も求められるということを踏まえると市町村や都道府県の役割ということを明確化することも重要」との意見があった。
- ②事業者に対するチェック体制について 「身寄りのない高齢者等が適切に支援を受けることができるように高齢者等終身サポート事業を実施する民間事業者に対する都道府県や市町 村におけるチェック体制を構築するべき」との意見があった。

考え方/対応の方向性

- ①身寄りのない高齢者等の支援に係る自治体の役割について 社会福祉法第106条の3第1項に基づき、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされているが、身寄りのない高齢者等への支援についても同条の「地域生活課題」に含まれると明確にした上で、具体的な施策として以下の対応を行うことが考えられるのではないか。
 - ・ 社会福祉法第106条の3第2項に基づく包括的な支援体制の整備のための「大臣指針」に、身寄りのない高齢者等の支援に係る市町村の役割等に関する事項を明記。
 - ・ 社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画の「計画策定ガイドライン」において、身寄りのない高齢者等の支援に係る事項を明記。
 - ※ 併せて、身寄りのない高齢者等の抱える生活課題への対応に向けて、地域ケア会議などを活用して地域課題として必要な資源を整理すること等の取組のあり方について介護保険部会において検討中。
- ②事業者に対するチェック体制について
 - 第二種社会福祉事業としての規律に加えて、以下のような対応が考えられるのではないか。
 - ・ 社会福祉協議会が実施主体の場合は、運営適正化委員会が、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言または勧告を実施
 - ・ 更に、第二種社会福祉事業として、新たな事業を実施する事業者自身が取り組むべき適正な事業運営の確保策を盛り込んだガイドライン等 を示すことを検討

2-2 中核機関の位置付け等について一中核機関にまつわる動向一

現状・課題

○ 中核機関の整備の現状とその課題への対応

ついてはいまだ整備予定が未定となっている。

第二期計画では、国に「成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する」ことを求めており、中核機関の位置付け等について検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。これまで各市町村において中核機関の整備が進められてきたものの、中核機関を整備済みである市町村は、1,187市町村(約68.2%)に留まり(今和6年4月1日現在)、特に人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、157市町村(約9%)に

また、<u>中核機関には**法的根拠がなく、その権限等が曖昧</u>であるため、権利擁護支援を行う場面における個人情報の取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上で課題があるとの指摘がある。</u></u>**

○ 成年後見制度の見直しを踏まえた対応

第二期計画では、成年後見制度について「<u>他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき</u>」等と指摘しており、この内容等を踏まえ、令和6年4月以降、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われ、<u>本年6月に「民法(成年後見等関係)等の改正</u>に関する中間試案」が取りまとめられた。

同中間試案では、<u>家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、「**家庭裁判所は、市町村等に対し、**〔本人の保護の状況その他必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討する」とされている。</u>

2-2 中核機関の位置付け等について一検討の方向性①-

検討の方向性①

○ 中核機関の整備状況等や政府内でなされた閣議決定等を踏まえ、以下のとおりとすべきである。

【市町村における業務の整理・明確化】

- ① (今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、)<u>市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断</u>に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う(注1·2)。
 - (注1)個別の事案に応じた様々な対応が考えられるが、家庭裁判所からの意見照会を契機として本人を支える権利擁護支援チームの形成を図ることに 繋がるケースもあれば、地域において本人を支える支援が見込めず、意見照会に関わる有意な情報も保有していない場合にはその旨を回答すれば 足り、新たな調査の実施等までは要しない取扱いとすることを想定している。
 - (注2)現行法制上、家事事件手続法(平成23年法律第52号)等の規定に基づき、家庭裁判所は必要に応じて市町村に対し事実の調査を行うことが可能であることに鑑みると、今後、家庭裁判所と市町村・中核機関の間でやり取りが生じる蓋然性は高いとも考えられる。
 - ※ なお、制度化に当たっては、照会の基準等を明確なものにするとともに、制度だけが先行して、地方公共団体に過度な負担が生じてしまうことがないようにすべきとの意見があった。
- ② 成年後見制度も含め、<u>地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、市町村は、以下の⑦⑦に掲げる各業務を</u> 実施するよう努める。
 - ⑦ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する<u>相談を受け、</u>必要に応じて専門的助言等を確保しつ つ、<u>権利擁護支援の内容の検討</u>や<u>支援を適切に実施するためのコーディネート</u>を行う業務(注3)
 - ② 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う業務(会議体の運営等)
 - (注3)業務⑦は、第二期基本計画に定める権利擁護支援の地域連携ネットワークが有する3つの支援機能(「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援 チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」)を念頭に置いたものである。

2-2 中核機関の位置付け等について一検討の方向性②-

検討の方向性②

【中核機関の位置付け等】

- ③ 家庭裁判所からの意見照会への対応(前記①)、及び前記②⑦・⑦の各業務を実施する機関として、<u>市町村は、「権利擁護</u> <u>支援推進センター」(注4~6)を設置することができる</u>(個人情報を扱うため、<u>同センターの職員には守秘義務</u>を課す。)。
 - (注4)中核機関の名称は、地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめを踏まえた提案であり、これを基本として検討するものとする。
 - (注5)市町村は「権利擁護支援推進センター」を委託して設置することもできるほか、広域単位での設置も可能である。
 - (注6)単独で「権利擁護支援推進センター」を整備することが難しい小規模市町村については、都道府県による支援も活用しながら、必要な支援体制を整備することができるようにする。
- ④ 加えて、<u>市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等(注7)を行うための会議体を設置することができる</u>(個人情報を扱うため、同会議体の構成員には守秘義務を課す。)。
 - (注7)地域の実情等に応じ、個別事案に関する支援方針の検討のみならず、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関における協力・連携強化の ための方策等を取り扱うこととすることも可能である。

【参考】「成年後見制度の利用促進に関する基礎調査」速報値(令和7年9月30日時点)(抄)

○個人情報の取扱いについて

中核機関設置済みの597市区町村から無回答の4市区町村を除いた593市区町村のうち、「個人情報の取扱いに苦慮したり、課題を感じたりすることがある」と回答した166市区町村(28.0%)で具体的な課題等に言及があった134市区町村の回答(自由記入欄)を分類した結果は以下のとおり。

課題等の内容	市区町村数	割合*1
中核機関、金融機関等の関係機関(家庭裁判所を除く)と の情報共有	49	36.6%
家庭裁判所との情報共有	11	8.2%
(制度の利用者又は制度の利用が検討される者の)親族 との情報共有	15	11.2%
 市区町村間又は市区町村内の部署間での情報共有 	5	3.7%
関係機関と共有する個人情報の内容・範囲の決定	18	13.4%
関係機関への情報提供について、制度の利用者又は制度の利用が検討される者本人の同意を得るのが困難	15	11.2%
制度の利用者又は制度の利用が検討される者本人の個 人情報の取得が困難	16	11.9%
情報漏洩が不安、取扱いに注意が必要	12	9.0%
その他	16	11.9%

*1 課題等の内容の複数に該当する回答があるため、足しあげても100%にはならない

○受け付けた相談のどのような情報を記録しているかについて

中核機関設置済みの597市区町村のうち、無回答の3市区町村を除く594市区町村において、受け付けた相談についてどのような情報を記録しているかの回答結果は以下のとおりであった。

情報	市区町村数	割合*2
相談内容	570	96.0%
世帯状況(単身、施設入所等)	544	91.6%
利用が想定される者の病状(認知症等)	542	91.2%
制度利用の動機、抱えている課題	542	91.2%
相談対応結果	518	87.2%
相談経路(関係機関名)	516	86.9%
中核機関への相談者(制度利用が想定 される者との関係)	487	82.0%
その他	37	6.2%
記録していない	10	1.7%

^{*2} 複数回答可のため、足しあげても100%にはならない

(出典)総務省行政評価局から受領した資料をもとに成年後見制度利用促進室にて作成 (参考)成年後見制度の利用促進に関する基礎調査について

調査実施者 :総務省行政評価局評価監視官(法務、外務、経済産業等担当)室

調査開始時期:令和7年8月7日

調査対象 :全国1,741市区町村(令和7年9月30日時点で750市区町村から回答)

3 社会福祉法人制度・ 社会福祉連携推進法人制度の在り方について



3 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

議論の前提

- 少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において複雑化・多様化する福祉ニーズへ対応するためには、地域共生社会の担い手として、社会福祉法人の役割は非常に重要であり、また、地域の福祉ニーズに対応した事業を安定的に継続するためには、複数の法人間での連携・協働化による経営基盤の強化、事業の効率化等を図ることが有効な方策として考えられることから、協働化の一つの手法である社会福祉連携推進法人制度の活用を進めてきている。
- 特に、人口減少局面にある過疎地域等では、利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが 困難な状況下において、<u>持続可能なサービス提供体制を構築するため、それぞれの法人のリソースを活用することが</u> 求められており、社会福祉連携推進法人制度の活用を一層促進する観点から検討する必要がある。
- こうした基本的な認識の下で、「地域共生社会の在り方検討会議」や「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」では、地域福祉の充実、人材の確保・育成といった連携によるメリットをより享受できるよう、使いやすい仕組みとするべきとの方向性が示された。

3-1 社会福祉連携推進法人制度の見直しについて①

現状・課題

(社会福祉連携推進法人制度の活用促進)

- <u>社会福祉連携推進法人制度</u>は、社員法人の社会福祉に係る業務の連携を推進し、良質かつ適切な福祉サービスを地域に供給するとともに、経営基盤の強化に資することを主たる目的としており、<u>協働化の仕組みの1つとして重要な制度</u>である。地域福祉の充実、人材の確保・育成といった連携によるメリットをより享受できるよう、設立に係る事務負担の軽減や業務要件の緩和などにより使いやすい仕組みとしていく必要がある。
- <u>現行では、</u>制度の趣旨を踏まえて、社会福祉連携推進法人が行う業務は、①地域福祉支援業務、②災害時支援業務、 ③経営支援業務、④貸付業務、⑤人材確保等業務、⑥物資等供給業務といった<u>社会福祉連携推進業務が中心</u>となっている。そのため、社会福祉連携推進業務以外の業務は、事業規模が全体の過半に満たないものであることとしているほか、社会福祉事業を行うことはできないとしている。
- この点について、「地域共生社会の在り方検討会議」や「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」では、 過疎地域等において、地域住民に必要不可欠な社会福祉事業を維持し、利用者を保護する観点から、一定の要件を満た す場合には、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とするなど、社会福祉連携推進法人制度の活用を 促進する方策を考えるべきとの意見が出されている。一方、社会福祉連携推進法人の主たる業務は社会福祉連携推進 業務であることにも留意し、その制度の趣旨を勘案した適切な要件のあり方を考える必要がある。
- また、社会福祉連携推進法人の事務手続きの負担が大きいという声が寄せられており、上記検討会においても<u>事務</u> **負担の軽減の必要性**について言及されている。

3-1 社会福祉連携推進法人制度の見直しについて②

検討の方向性

(社会福祉連携推進法人による社会福祉事業の実施)

○ 現行制度では、<u>社会福祉連携推進法人</u>は、社会福祉事業を行うことができないことについて、地域住民に必要不可欠な 社会福祉事業等を維持し、<u>また、連携・協働による効果的・効率的な事業の実施を推進することによって、</u>利用者を保護し、 地域において適切な福祉サービスを提供する観点から、<u>一定の要件</u>を満たす場合には、<u>社会福祉事業及び社会福祉事業</u> 以外の社会福祉を目的とする福祉サービスについて行うことを可能とすべきである。

その際、社会福祉連携推進業務以外の業務の事業規模が、社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであることとした**規模要件についても緩和**をすべきである。

- 一方、社会福祉連携推進法人は確実に社会福祉連携推進業務を行う体制を確保する必要があり、また、すでに社会福祉 事業を行うことを目的とする法人として社会福祉法人があることから役割分担をした、制度創設時の考え方に留意する必要がある。
- このため、第一種社会福祉事業が特に利用者の人権擁護と事業の継続性、安定性を確保する必要性が高い事業である ことを理由に、原則として地方公共団体又は社会福祉法人に限り経営を認めていることを踏まえ、一定の要件として、社会 福祉連携推進法人が実施する社会福祉事業の範囲については、第二種社会福祉事業及び社会福祉事業以外の社会福祉を 目的とする福祉サービスの範囲とすべきである。

また、当該地域において、福祉ニーズを充足できていない、かつ他のサービス事業主体の参入が期待できないこと、及び 社会福祉事業等を実施する場合であっても、主たる目的である連携推進業務を行う体制が確保されていることが認められ る場合に限定すべきである。

○ 上記の一定の要件を満たすことについては、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行う場合は、定款及び社会福祉 連携推進方針に規定することとした上で、**認定所轄庁が定款等の認可の際に確認**することとすべきである。

<u>その際、認定所轄庁が要件の該当性や事業の安定性、継続性をどのように判断するかなど、国として適切な運用方法について具体的に示す必要がある。</u>

(社会福祉連携推進法人制度における事務負担の軽減)

○ 社会福祉連携推進法人、認定所轄庁双方の事務負担の軽減のため、<u>代表理事の再任時の手続きを緩和</u>すべきである。

3-2 既存施設の土地・建物の有効活用について①

現状・課題

(社会福祉法人の土地・建物の活用状況)

- 現在、<u>社会福祉法人が社会福祉事業を行うにあたっては</u>、都市部における土地については貸与を受けている場合でも可能などの例外があり、さらに、それぞれの施設類型に応じた一部例外はあるものの、原則として<u>土地・建物の所有権を</u>有する必要がある。
- 一方、特に中山間・人口減少地域において不可欠な福祉サービスを維持するために、地域の実情に応じた施設等の柔軟 な活用を可能とするため、転用・貸付・廃止に係る補助金の国庫返納に関する規制について、一定の条件を付した上で緩和 する仕組みが検討されている。
- また、<u>社会福祉法人が解散し</u>、清算後に土地・建物が<u>残余財産</u>として残る場合に、社会福祉法人の公共性に基づき、<u>その</u> <u>帰属先が</u>「社会福祉法人その他<u>社会福祉事業を行う者」に限定</u>されている。現行、社会福祉事業を現に行っている地方公共 団体であれば、この帰属先となり得るが、社会福祉事業を現に行っていなければ、帰属先となることができない。結果、 「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者」が現れない場合には、当該土地・建物は国庫に帰属されることとなっている。
- この点について、「地域共生社会の在り方検討会議」や、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」において、社会福祉法人の人材・資産等のリソースをいかした連携・協働の推進や、社会福祉連携推進法人制度において社員法人が保有する土地・建物の有効活用の方法、解散した社会福祉法人の施設等の帰属先などについて、必要な検討を行っていくべきとの意見が出されている。

3-2 既存施設の土地・建物の有効活用について②

検討の方向性

(社会福祉連携推進法人による土地・建物の活用支援)

- 中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、 土地・建物の所有要件に関する規制を緩和し、土地・建物について貸与を受けた新たなサービス主体が、当該地域の社会 福祉事業等への参入を可能とすることが考えられる。こうした取組を推進していく上で、現行制度で社会福祉連携推進 法人が資金の貸付業務を実施可能としていることも踏まえながら、一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人 が社員法人間の土地・建物の貸付に関する支援業務をすべきである。
- その際、一定の要件として、<u>当該地域において、必要不可欠な福祉サービスの提供</u>であって、サービス提供を維持する 必要があることとすべきである。

また、社会福祉連携推進法人が社員法人間の土地・建物の貸付に関する支援業務を行うことについては、資金貸付業務と同様に、貸付対象社員や当該社員の予算・決算、貸付対象不動産などの貸付業務の内容を定款等に規定することとした上で、<u>認定所轄庁が定款等の認可の際に確認</u>すべきである。

加えて、この場合における土地・建物の貸付については、地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するという趣旨・目的を踏まえて、当該土地・建物を見積価格以下で貸し付けることについて、社会福祉法人財産に関する法人外流出の例外として認めるべきである。

(社会福祉法人の解散時における土地・建物の有効活用)

○ 社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、地域において必要な福祉サービスに活用するなど、自治体や地域の関係者でより有効活用を図っていくことが可能となるよう、社会福祉事業を現に行っていない地方公共団体であっても、帰属後に地方公共団体自らが事業を実施するか、又は、地方公共団体から他の社会福祉法人に土地・建物を貸し出すことにより、地域に不可欠な社会福祉事業の維持のために有効活用する場合には、残余財産の帰属を受けることができることとすべきである。

4 災害に備えた福祉的支援体制について



4 災害に備えた福祉的支援体制について

議論の前提

- 令和6年能登半島地震への対応においては、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の施設・事業所、事業者団体、 職能団体の協力により、全ての都道府県からDWATが被災地に派遣され、能登6市町や1.5次避難所で、避難所における 生活の困りごとに関する相談支援などの福祉的な支援を実施いただくとともに、被災した社会福祉施設に対する介護職員 等の施設間応援派遣や、被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援等事業などの支援において、被災者の生活を支 えていただいてきたところ。
- 平時からの災害福祉支援の体制整備については、市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針や、地域福祉 (支援)計画策定ガイドラインに基づき進められてきたが、**いずれも法律上の規定がなく、自治体における体制整備には差 異がある**のが実情。

また、災害時にはDWAT(災害派遣福祉チーム)の組成・派遣により支援が行われてきたが、**DWATについても法律上の** 規定はない。

- 令和6年能登半島地震においては、初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の在り方などが指摘され、<u>災害時の福祉支</u> 援体制の充実を図る必要性や、平時からの災害福祉支援の体制整備の重要性が認識された。
- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害救助法が改正(令和7年7月施行)され、災害時の福祉支援が法定化されたが、<u>平時からの災害福祉支援の体制整備については未だ法制化されていない</u>。
- このような状況の中、「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめにおいては、**包括的な支援体制構築のための** 連携体制の構築や、**DWATの平時からの体制整備**に取り組むべきとされた。

4-1 平時からの連携体制の構築について①

現状・課題

(平時からの災害時を見据えた福祉的支援の体制づくり)

○ 避難所以外の場所における応急的な福祉サービスの提供を充実させるため、災害救助法が改正(令和7年7月施行)され、同法上の救助の種類として「福祉サービスの提供」が新たに規定されるなど、災害時の福祉的支援が法定化されたが、災害関連死の抑制を最終的な目的として災害時の福祉的支援を充実させていくためには、災害時に適切な対応をとることができるよう、平時から災害時を見据えた福祉的支援の体制づくりが重要である。

また、地域共生社会の在り方検討会議においても、包括的な支援体制の整備が災害時対応に寄与することや被災者支援の取組が平時の福祉の支援強化につながることを踏まえ、<u>地域共生社会と被災者支援の連携方策について</u>、双方の充実の観点からも、<u>検討を進めていく必要がある</u>とされている。

- 社会福祉法第106条の3第2項に定める指針(社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針)においては、包括的な支援体制について、災害等の影響によって発生する多様なニーズにも有効であることや、災害等の発生時を想定して支援体制を構築しておくことの重要性等についても規定しているが、法律上、包括的な支援体制整備にあたって連携に配慮すべき分野として、防災は規定されていない。
- 自治体が平時から福祉の支援体制整備の検討を行う一つのツールとして地域福祉計画があり、計画の策定ガイドラインにおいて、計画に盛り込むべき事項の例として防災が挙げられているが、**記載すべき防災関係の内容は不明瞭である**。

4-1 平時からの連携体制の構築について②

検討の方向性

(包括的支援体制の整備における防災との連携)

- 国及び地方公共団体は、<u>包括的な支援体制の整備等を推進するため</u>、必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、当該措置の推進に当たっては、保健医療・労働・教育・住まい・地域再生等の関連施策との連携に配慮するよう努めることが<u>社会福祉法</u>で規定されているが、災害時を見据え、平時からの福祉的支援の体制づくりを推進するために、「防災」との連携を加えるべきである。
- 福祉的支援の体制づくりをより一層進めるためには、**受援のための体制づくり**にも留意が必要である。
- なお、防災、復旧・復興に関する意思決定の場及び防災・危機管理部局等の防災現場への<u>女性参画についても取組を進める必要</u>があるとの意見があった。

(地域福祉(支援)計画における災害福祉に関する記載事項)

- 地方自治体が作成する<u>地域福祉(支援)計画の記載事項</u>は<u>社会福祉法</u>で規定されているが、これに、<u>災害福祉に関する</u> 事項を追加すべきである。
- また、具体的な記載事項として、<u>地域福祉(支援)計画策定のガイドラインを改定</u>して以下の記載を求めることとし、計画 策定の過程において災害時の対応を検討しておくよう促すべきである。
 - ・市町村地域福祉計画において、防災関連施策(※1)や災害ボランティア活動(※2)に対し、福祉担当部局が、平時から災害時において連携・協力を行う内容や、福祉サービスの提供体制の維持やサービスが途絶えた場合の代替サービスの確保方策(※3)について記載する。
 - (※1)個別避難計画の作成・活用、災害ケースマネジメントの実施等
 - (※2)社協が実施するボランティアセンターの取組、災害支援を専門とするNPOが実施する活動等
 - (※3)他市町村との連携、地域における協力体制の構築等
 - ・都道府県地域福祉支援計画において、DWATの整備状況、災害時における役割や実施内容(※4)について記載する。
 - (※4)市町村別の整備状況の把握、体制の増強、発災時の積極的な活用 等
- 包括的な支援体制整備や地域福祉計画の策定にあたっては、**支援の長期化や他の災害福祉支援との関係にも留意が必**要である。

4-2 DWATの平時からの体制づくり・研修等について①

現状・課題

(平時からの取組)

- DWATについては、平時からの取組として、災害時にDWATとして派遣される福祉従事者を確保するとともに、当該 従事者を育成するために災害時を見据えた研修・訓練等の実施が必要である。現状では、都道府県が研修・訓練等を実施 しているが、DWATの仕組みについて法的根拠がなく、通知に基づいて行われている状況である。
- 「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」においては、要配慮者の避難生活を支える福祉従事者の確保と組織化の検討が必要、地域の実状に応じた訓練の実施が必要と指摘されており、地域共生社会の在り方検討会議においても、災害が起こると地域全体が著しく福祉の欠けた状態となるため、平時から災害を想定した福祉の準備が必要であり、福祉における体制や研修、支援の枠組みを平時から構築する必要があるとの指摘がなされている。

(DWATの派遣要請に対する派遣元使用者の配慮)

○ DWATとして福祉従事者が派遣されるためには、その<u>所属する法人・事業所の理解・協力が必要</u>であることから、より 理解・協力を得られるための方策について検討が必要である。

(DWATに対する個人情報の提供)

○ <u>災害時にDWATが活動するに際して必要となる要配慮者の情報</u>について、地方自治体から提供を受けることは可能ではあるものの、民間の社会福祉施設等の職員を中心に構成されるDWATに対しては、行政機関への提供とは異なり<u>個</u> 人情報の提供を躊躇する例があるという指摘がある。

4-2 DWATの平時からの体制づくり・研修等について②

検討の方向性

(DWATの法制化)

- DWATの体制整備や災害時の支援をより安定的、かつ円滑に行うという観点から、**DWATについての法制度を整備** すべきである。
- 災害時における福祉従事者の確保が可能となるよう、災害時に福祉的支援に従事する者の<u>登録制度を整備</u>するとと もに、災害時に福祉的支援に従事する者に対する**研修及び訓練の実施に関する規定を設ける**べきである。
 - ・災害時には広域的な対応が必要となる場合があり、その際には研修を受講したDWATチーム員が派遣されることから、 国が登録名簿の管理や研修を実施することとし、併せて、DWATの養成・派遣を円滑に行うためには地域の主体性や実 状も勘案する必要があることから、<u>都道府県災害福祉支援ネットワークも関与</u>することとすべきである。
 - ・ 都道府県においても福祉従事者に対する研修及び訓練の機会の提供等を行うよう努めるものとすべきである。
 - ・ <u>生活圏域や市町村単位でDWATを組成可能とするための養成</u>や、訓練にあたって、<u>地域住民・関係機関と連携した生</u> 活圏域での実施、また広域での実施にも留意すべきである。
 - ・ DWATの登録、研修、派遣等の<u>実際の運用</u>にあたっては、<u>迅速な派遣や、支援のフェーズに応じた他の災害時の福祉</u> 支援との関係にも留意が必要である。

(DWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務)

- <u>DWATチーム員が所属する法人・事業所の使用者</u>に対して、都道府県知事の<u>派遣要請に対応することができるため</u> の配慮をする旨の努力義務を課すべきである。
- なお、DWATチーム員を派遣する施設・事業所への支援についても検討が必要であるとの意見があった。

(DWATチーム員に対する秘密保持義務)

○ 避難所等においてより適切な福祉的支援の提供を行うため、DWATの活動に必要な要配慮者等の個人情報を適切に入手、活用する観点から、**DWATチーム員**に<u>秘密保持義務を課す</u>べきである。

(その他)

○ 災害時の<u>福祉施設・サービス事業所の機能回復のための人材確保</u>をどのようにすべきかという意見があった。

5 共同募金事業の在り方について



5 共同募金事業の見直しについて

現状・課題

- 共同募金事業は、戦後間もなく開始されて以降、高齢、障害、こども、生活困窮等の福祉分野をはじめ、地域住民活動や 災害支援など、地域に根ざした幅広い活動に助成を行い、地域福祉の推進に大きな役割を果たすとともに、一般市民の 寄附の受け皿として重要な役割を果たしている。
- 共同募金事業の歴史的な役割は大きく、地域福祉の推進を図る上で特別な存在として、今後も持続的に取り組んでいく 必要がある。

【寄附募集禁止規定について】

○ 共同募金事業による配分を受けた者への寄附募集の制限については、共同募金の配分の有無によって公平性を考慮 する必要性が薄れつつあることに加え、寄附募集の制限が民間支援に逆行し、時代にそぐわなくなってきている。

【準備金の使途について】

○ 共同募金事業における準備金の積立は災害時に限定されているが、全国組織である中央共同募金会においては、「赤い羽根福祉基金」(社会福祉法に基づく共同募金とは異なる)を造成し、社会課題への先駆的な取組に対して最大3年間の助成を実施しており、その一部は国の予算化につながるなど、地域発の社会的モデルを創出している。

検討の方向性

○ 今後も、共同募金事業が地域福祉を支える役割を果たしていけるよう、オンライン活用を含めた創意工夫のある募金活動 に取り組むとともに、募金の使途や事業成果を広く地域へ発信するなど、寄附者の支援が地域福祉の発展に寄与している ことを実感できる方策について、不断に取り組んでいくべきである。

【寄附募集禁止規定の見直し】

○ 共同募金の配分を受けた者に対する寄附募集の制限は撤廃すべきである。なお、その撤廃にあたっては、共同募金事業が見直し後も引き続き包括指定寄附金の対象となることを前提に、検討を行うべきである。

【準備金の使途の見直し】

○ <u>準備金</u>について、公的制度だけでは対応困難な社会課題への取組や地域のモデル的な取組など、一定規模の継続事業に対しても取崩が出来るよう、<u>使途の透明性の確保や準備金不足とならないよう一定の取崩上限の目安を設定</u>した上で、<u>使途を拡大</u>すべきである。
43